

平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会社名 中越パルプ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 明美
(コード番号 3877 東証 第1部)
問い合わせ 経営管理本部副本部長
兼管理部長 大島 忠司
(TEL. 0766-26-2404)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 101 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的な内容につきましては、平成 29 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法、割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上平成 29 年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 9 月 30 日現在）	133,546,883 株
株式併合により減少する株式数	120,192,195 株
株式併合後の発行済株式総数	13,354,688 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値であります。

④併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の純資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	10,653 名（100.0%）	133,546,883 株（100.0%）
10 株未満所有株主	562 名（ 5.3%）	1,691 株（ 0.0%）
10 株以上所有株主	10,091 名（ 94.7%）	133,545,192 株（ 99.9%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 562 名（所有株式数の合計 1,691 株）は、全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。
何卒ご理解を賜りたく存じます。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

45,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。
なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会の議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。

4. 日程

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①取締役会決議 | 平成29年3月24日 |
| ②本定時株主総会開催日 | 平成29年6月28日(予定) |
| ③単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ④定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
- (注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日（実質上平成29年9月29日）の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,451株	3個	345株	3個	0.1株
例②	2,000株	2個	200株	2個	なし
例③	1,200株	1個	120株	1個	なし
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	59株	なし	5株	なし	0.9株
例⑥	7株	なし	なし	なし	0.7株

例②③に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては株主様所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。

A 7. 特に必要なお手続はございません。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号	0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間	平日9時から17時(土日・祝日を除く)

以 上